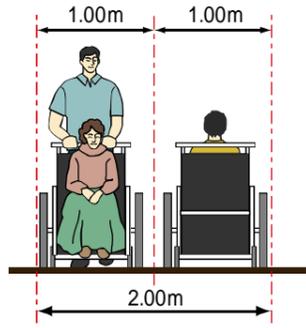


道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

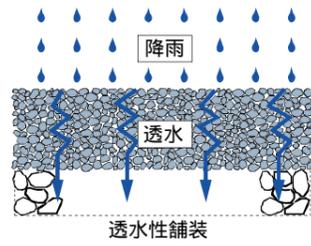
■ 歩道有効幅員

・歩道の有効幅員は2m以上確保する。



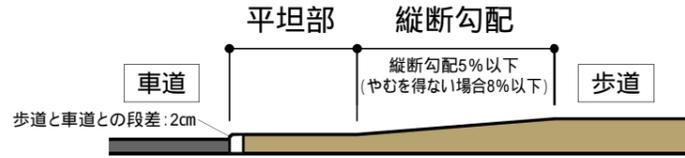
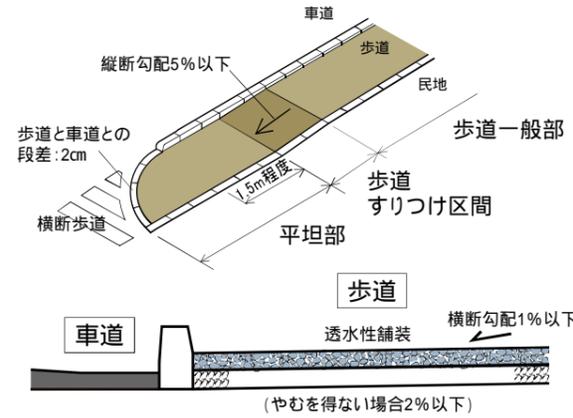
■ 舗装材

・歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
 ・歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

・横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
 ・横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
 ・歩道の縦断勾配を5%以下とする。
 ・歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

・視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
 ・交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
 ・区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

● 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取り組みについて情報提供を行います。
 - ・移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。
- また、全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所
 〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町61 電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531
 横浜市道路局道路部施設課
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-6527
 ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>

横浜市 星川駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。
 これを受け、横浜市では、保土ヶ谷区の中心的地域として、行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している星川駅周辺地区を対象に、「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成23年3月に策定しました。
 保土ヶ谷区と道路局では、この基本構想の実現に向け、「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

生活関連施設(駅等の旅客施設、官公庁、福祉施設、その他の施設)を結び経路を生活関連経路といい、「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路(A)」と「生活関連経路(B)」が定められています。

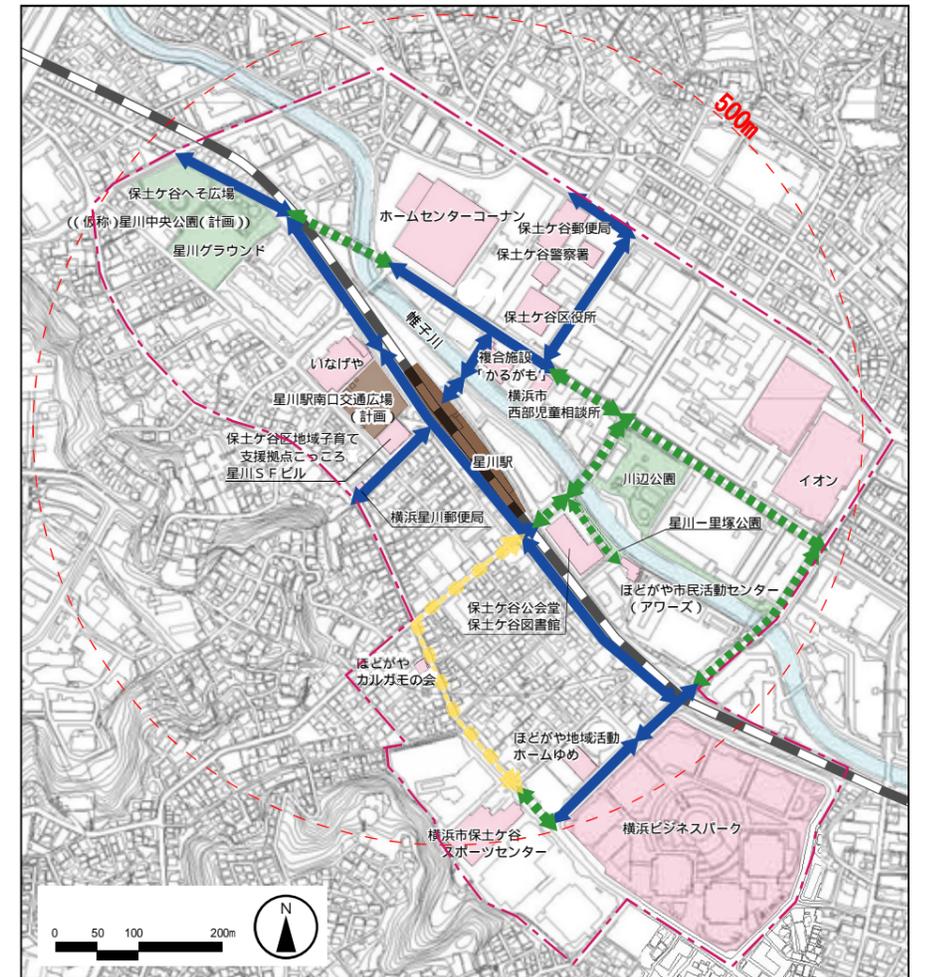
生活関連経路(A)

法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

生活関連経路(B)

地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

重点整備地区とは:
 生活関連施設の所在地を含み、各施設間の移動が通常徒歩で行われ、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区



凡例	
	重点整備地区
	<生活関連施設>
	駅・交通広場
	建築物
	公園・広場等
	<生活関連経路>
	生活関連経路(A)
	生活関連経路(B)
	生活関連経路以外に配慮を要する経路

